

■ 4条1項11号

不服 2024-018096

<本願商標>

「一粒万倍」(標準文字)

第14類「貴金属, 貴金属製コイン」

※補正後の指定商品

<結論>

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>

引用商標:「一粒万倍石」(標準文字)

第14類「身飾品, 宝玉及びその原石並びに宝玉の模造品, 宝飾品用チャーム, キーホルダー, キーホルダー用チャーム, 貴金属, 宝石箱, 貴金属製記念カップ, 貴金属製記念たて, 貴金属製靴飾り, 時計」及び第19類、第21類、第26類の指定商品

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標について

本願商標は、「一粒万倍」の文字を標準文字で表してなるところ、当該構成文字に相応して、「少しのものもふえて多くの数になる。少しだからといって粗末にはできない。」

(「広辞苑 第七版」岩波書店)の観念を生じ、「イチリユーマンバイ」の称呼を生じるものである。

(2) 引用商標について

引用商標は、「一粒万倍石」の文字を標準文字で表してなるところ、構成各文字が同書同大で間隔なく表されており、全体として外観上まとまりよく一体的に表されているものである。

また、「一粒万倍」の語が「少しのものもふえて多くの数になる。少しだからといって粗末にはできない。」(前掲書)の意味を、「石」の語が「宝石、または特定の鉱物加工品。」(前掲書)等の意味を有するとしても、これらの語を組み合わせると一体的に表した引用商標については、補正後指定商品との関係において、「石」の文字部分のみが出所識別標識としての機能を果たし得ないという特段の事情は見いだせず、かつ、上記意味を有する「一粒万倍」の文字部分と、当該「石」の文字部分との間に出所識別標識としての著しい軽重の差があるとはいえないから、全体が一体の商標であるといえ、構成文字全体として具体的な意味合いを認定することまではできないものである。

さらに、引用商標の構成全体から生じる「イチリューマンバイセキ」「イチリューマンバイゴク」及び「イチリューマンバイイシ」の各称呼も無理なく一連に称呼し得るものである。

そうすると、前記のとおり、まとめよく一体的に表された引用商標の構成から、引用商標が、補正後指定商品との関係において、殊更、「石」の文字部分を捨象し、「一粒万倍」の文字部分のみをもって取引に資されるものと認めることはできず、引用商標に接する需要者は、引用商標を一体不可分のものと認識、理解するとみるのが相当であるから、引用商標は、その構成文字に相応して「イチリューマンバイセキ」「イチリューマンバイゴク」及び「イチリューマンバイイシ」の称呼が生じ、構成文字全体として特定の観念を生じないものである。

(3) 本願商標と引用商標の類否について

本願商標と引用商標を比較するに、外観においては、全体の構成態様及び構成文字等において明確に区別できるものである。

また、称呼においては、本願商標から生じる「イチリューマンバイ」の称呼と、引用商標から生じる「イチリューマンバイセキ」「イチリューマンバイゴク」及び「イチリューマンバイイシ」の各称呼は、構成音及び音数に明らかな差異があるため、両商標は、称呼上、明瞭に聴別できるものである。

さらに、観念においては、本願商標からは「少しのものもふえて多くの数になる。少しだからといって粗末にはできない。」の観念が生じるのに対し、引用商標からは特定の観念は生じないことから、相紛れることはない。

そうすると、本願商標と引用商標とは、外観、称呼及び観念において相紛れるおそれがないものであるから、これらの外観、観念及び称呼等によって取引者、需要者に与える印

象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両者は相紛れるおそれのない非類似の商標というべきものである。

(4) まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標とは非類似の商標であるから、引用商標に係る指定商品と同一又は類似する商品について使用するものであるとしても、商標法第4条第1項第11号に該当しない。

したがって、本願商標が、商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「一粒万倍」と、引用商標「一粒万倍石」は、外観、称呼及び觀念において相紛れるおそれがないものであるから、これらの外観、觀念及び称呼等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両者は相紛れるおそれのない非類似の商標というべきものである、と判断されました。

本願商標と引用商標の構成上の違いは、語尾の「石」の一文字の有無にすぎないところ、審決では、引用商標「一粒万倍石」については一体不可分のものと認識、理解するとみるのが相当であるとして、「一粒万倍」のみが要部にはならないとされています。

その理由として、(本願商標の)補正後指定商品(に相当する引用商標の指定商品)との関係において、「石」の文字部分のみが出所識別標識としての機能を果たし得ないという特段の事情は見いだせないという点が挙げられています。これは、確かにその通りでしょう。

一方で、それに続いて、「一粒万倍」の文字部分と、当該「石」の文字部分との間に出所識別標識としての著しい軽重の差があるとはいいい難いとも述べられていますが、これについては、個人的に疑問です。

一般的に、実際の商品の売り場において、需要者が商標の一字一句全てをきちんと確認しながらそれを認識し、判別するとは限りません。特に、引用商標のように、「既成語である四字熟語+ありふれた漢字一文字」からなる商標の場合、多くの需要者は印象に残りやすい先頭4文字を「目印」として、他の商標と判別するのが普通ではないかと思えます。すなわち、引用商標「一粒万倍石」については、語尾の「石」が指定商品との関係で識別力がないとはいえないとしても、「一粒万倍」は、判例でいうところの「商標の構成部分の一部が需

要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合」に該当するのではないかと思うのです。

もともと、現在の商標実務における商標の類否判断の考え方では、その商標の一部に周知著名性でもない限り、このような認定がなされることはまずありませんので、審決の結論自体は、(個人的には釈然とはしないものの) 妥当であるといえるのでしょうか。

(弁理士 永露 祥生)

< 2025年3月20日 >